

高知県公立大学法人 役員報酬等の支給基準について

地方独立行政法人法第48条の規定に基づき、高知県公立大学法人から届出を受理しており、内容は以下のとおり。

1 役員報酬

職名	常勤・非常勤の別	支給額	根拠規程
理事長	常勤	年額16,098,447円	役員報酬規程第3条及び5条
理事(副学長)	常勤	年額9,839,256円～1,0168,077円(※)	給与規程
理事	非常勤	日額 30,000円	役員報酬規程第6条
監事	非常勤	日額 30,000円	役員報酬規程第6条

※職員である理事(3名)に対しては、役員報酬は支給せず、職員としての給与を支給する。

2 役員退職手当

職名	常勤・非常勤の別	支給額	根拠規程
理事長	常勤	在職期間1月につき 給料月額×12.5/100	役員退職手当規程第3条
理事(副学長)	常勤	有(※)	職員退職手当規程
理事	非常勤	無	役員退職手当規程第1条
監事	非常勤	無	同上

※職員である理事に対しては、職員を対象とする退職手当を支給する。